

平成 29 年度

監査委員事務局の運営方針

<担当事務>

- (1) 定期監査、随時監査、行政監査、財政援助団体等監査、住民監査請求に基づく監査及びその他特別監査に関すること。
- (2) 例月現金出納検査に関すること。
- (3) 決算審査、基金の運用状況審査、財政健全化審査に関すること。

<部の職員数>H29年4月1日現在

正職員	7名
再任用職員	2名
任期付職員	-名
非常勤職員	-名
合計	9名

※他団体等への派遣職員、臨時職員を除く

1. 基本方針

本市がめざす「豊かで誇りある枚方」にふさわしい公正で効率的な事務執行がなされているかをチェックし、必要な改善を促す立場の行政委員会として、対象部署への各種監査、例月現金出納検査及び決算審査等について、平成 29 年度年間監査計画に基づき実施します。

監査日程については、市議会や本市の主要なスケジュールも考慮した設定に努めます。

2. 重点施策・事業

(1) 各種監査の円滑な実施

目標	定期監査及び随時監査に際し、事務局は書類の審査及び現地調査等を通じて、対象部署の事務の執行状況を監査委員の協議の場へ報告します。 監査委員は、対象部署への聴取の後、指摘事項や意見要望事項等の監査結果の講評を経て市議会、市長等に提出、公表を行います。 事務局は、監査委員によるこれらの監査が円滑に実施できるよう努めます。
取り組み	年間監査計画に基づく定期監査として、平成 29 年度は 6 つの部及び教育機関について、財務に関する事務の執行状況等の監査を行います。 また、随時監査は、財政援助団体等監査、同監査に伴う所管部署に対する監査及び工事監査を行います。 住民監査請求が提出された場合は、監査期間の 60 日以内に監査結果を出せるよう、事務局として適切に対応します。

(2) 例月現金出納検査、決算審査及び財政健全化法に基づく審査

目標	監査委員が毎月行う各会計の現金出納検査に際し、事務局として事前に各会計の書類審査を実施し、その結果を検査当日、監査委員に報告します。 決算審査については、市長から提出された前年度の決算書等について、事務局として提出書類や数値の審査等を行い、監査委員の協議の場へ報告します。監査委員は、関係部局への聴取を行うとともに、会計ごとに意見をまとめ、決算審査意見書として市長へ提出します。 事務局は、監査委員によるこれらの検査及び審査が円滑に実施できるよう努めます。
取り組み	年間監査計画に基づき、例月現金出納検査については毎月1回、決算審査等については6月から8月の間に実施します。

3. 行政改革・業務改善

◆業務改善のテーマ・目標

テーマ	取り組み内容・目標
情報の共有化による事務の効率化及び時間外勤務の縮減	監査委員事務局では2班体制で監査業務を分担していることから、日々の朝礼及び夕礼での各職員の業務の進捗状況の把握により、更に効率的な業務執行に努め、時間外勤務の縮減を図ります。
公平委員会事務局業務の効率的な執行	監査委員事務局職員が併任等により従事している公平委員会事務局業務について、引き続き効率的な運営に努めます。

4. 予算編成・執行

- ◆平成29年度についても、事務局運営における効率的な予算執行に努めます。

5. 組織運営・人材育成

◆事務局協議の実施

対象部署の書類の審査及び現地調査等を通じて得た情報について、職員間における課題の理解や認識の共有化を行い、運営方針に基づく組織目標の実現に向けて、適切な進行管理に努めます。

◆研修の充実

全ての部署を監査する立場であることから、職場研修、派遣研修等を通じて、監査技術や手法だけでなく、市政全般に関する知識や理解力を高め、事務局職員としての分析及び説明能力の向上を図ります。

◆効率的な事務局運営

班体制での業務運営とOJTを通じて異動者の早期の習熟と育成を行い、事務局全体の効率的な事務執行並びに時間外勤務の縮減に努めます。

6. 広報・情報発信

◆ホームページの充実等

監査結果を公表後速やかに「枚方市ホームページ」に掲載するなど、広く説明責任を果たしていきます。

庁内に対しては、グループウェア上の監査庁内報「オーディット・フォーラム」の発行を通じ、監査結果等をわかりやすく伝えていきます。